

熱海市都市構造検討調査業務委託特記仕様書

特記仕様書

観光建設部 まちづくり課

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、熱海市（以下「発注者」という。）が業務委託する「熱海市都市構造検討調査業務委託」（以下「本業務」という。）に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

(業務目的)

第2条 本業務は、現在、民間活力によるまちづくりの動きのうち、公民連携による効果的な推進の可能性がある「無電柱化検討、網代小学校活用のための用途地域検討、東海岸町の修景」の3事例を選定し、それぞれについて「官民連携手法による実現化の検討」を進めつつ、この検討を通じて「官民連携手法のノウハウを整理」する。更に、このノウハウを用いて、「中心市街地を対象に、官民連携による都市構造の再構築」の観点で検討を進め、「都市再編構想として取りまとめる」ことを目指すことを目的とする。

(準拠法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、熱海市業務委託契約約款の該当事項及び本仕様書によるもののほか、関係法令等に準拠して行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、本業務履行上知り得た事項について、業務中及び業務完了後においても、他に漏らしてはならない。

(業務計画)

第5条 本業務を実施するにあたり、受注者は発注者と協議の上、以下の書類を作成し、写し一部を添えて発注者に提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 技術者経歴書及び資格証（写し）

(業務状況の報告)

第6条 受注者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連携の下で作業を履行するため、業務の進行状況を定期的に報告しなければならない。また、受注者は本業務の打合せ事項について、作業経過の報告と併せて発注者に提出するものとする。

(疑義)

第7条 本仕様書により難い事由、または記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(貸与資料)

第8条 本業務に必要な文献、図面等のうち、発注者が所有するものについては利用目的を示し、問題がない場合について貸与するが、貸与した資料については目的完了後速やかに返還しなければならないものとする。

2 資料収集方法について、個人情報を含む資料が含まれる場合、情報の漏洩を防止するために、以下の手法にて実施するものとする。

(1) 個人情報が含まれるデータについては、専用回線 (LGWAN) 等のセキュリティが保障される手段にて収集することを条件とする。

(2) 上記作業に必要となる、企業側におけるデータ交換用の専用回線 (LGWAN) 等については、受注者が準備するものとする。なお、データ交換サービス利用において、利用料等が発生する場合は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 本業務完了後、成果品に契約不適合が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な措置を受注者の負担において行うものとする。

2 受注者は、本業務で得られた成果品及び成果に付属する資料に関して、前項により一定期間保存しなければならない。保管期間は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務の成果品は、既に著作権を有するもの以外はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用及び流用してはならない。

(完了)

第11条 本業務は、成果品を提出し発注者の検査を受け、検査合格により完了とする。

(納期及び納入場所)

第12条 本業務の納期及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 納 期：令和7年3月31日

(2) 納入場所：熱海市 観光建設部 まちづくり課

第2章 業務概要

(基本的な考え方)

第13条 本業務の考え方は以下のとおりである。

本市は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を位置付け、集約的都市構造の実現を目指している。

立地適正化計画は、「規制」ではなく「誘導」による都市構造の実現を目指すもので、このためには、「市街地の魅力向上」が最も重要な課題となる。しかしながら、本市の中心市街地は、昭和25年の熱海大火の復興から高度成長期にかけて急激に整備された経緯があり、この時期の建築物や都市基盤が一斉に老朽化することで、防災上の安全性や土地利用効率の低下は否めず、居住環境や観光地としての魅力の低減が危惧される状況にある。このため、本市の活力創造や市としての持続可能性を考慮してく上では、「市街地における都市構造の再構築」が極めて重要な案件であると考えられる。

一方、本市の中心市街地の大半は斜面地に形成され、複雑な街区や不整形に細分化された敷地形状に加え、防火帯建築等の共同ビルや複雑な権利関係等による合意形成の困難も予測され、「都市構造の再構築」は容易とは言い難い状況でもある。

そのような中、近年再び高まりつつある「民間活力」に改めて着目する。もとより、本市は民間活力によって発展してきた「まち」であり、これは民間活力が本市の「都市構造の再構築」にとって相性がよく、重要な推進力として期待されていることから、この機を活かすことが重要と考える。

しかしながら、これまでは、行政としては、民間活力を活用するのではなく、都市の方向性を官民連携で築かなかったことで一見すると市街地の乱雑さを招いてしまったという点に留意が必要である。一方で、民間活力の高まりといえども高度成長期ほどの勢いはなく、かつてのような過度な規制を設けることで、大切な活力を削ぐことも危惧されている状況にある。また、「やりやすいところ」から開発が進められ、「やりにくいところ」が残っている状況にも配慮が必要である。

これらのことを踏まえ、民の実行力やスピード感と、官の広域的かつ長期的な視野及び調整力といったそれぞれの特徴を活かしつつ、時代や地域の状況を踏まえ、「熱海市で、官民が“上手く”連携する仕組み」を創っていく必要がある。

本業務委託では、現在、民間活力によるまちづくりの動きのうち、官民連携による効果的な推進の可能性がある「無電柱化検討、網代小学校活用のための用途地域検討、東海岸町の修景」の3事例を選定し、それぞれについて「官民連携手法による計画の実現化の検討」を進めつつ、この検討を通じて「官民連携手法のノウハウを整理」する。更に、この整理されたノウハウを用いて、「中心市街地を対象に、官民連携による都市構造の再構築」の観点で検討を進め、「都市再編構想として取りまとめる」ことを目指す。

(検討項目の構成)

第 14 条 本業務における検討項目の構成は以下のとおりである。

2 無電柱化検討

- (1) 現況調査
- (2) 空間形成イメージの検討
- (3) 地元懇話会の運営支援
- (4) 実現化手法（整備手法と官民連携の進め方）の検討

3 網代小学校活用のための用途地域検討

- (1) 民間利用の内容と意向の把握
- (2) 用途地域の柔軟運用に係る事例分析
- (3) 比較案の設定と評価
- (4) 実現化手法（整備手法と官民連携の進め方）の検討

4 東海岸町の修景

- (1) 民間開発の動向と意向の把握
- (2) 動線及びネットワークの検討
- (3) 対象路線の設定と現況調査
- (4) 実現化手法（整備手法と官民連携の進め方）の検討
- (5) 財源確保（補助メニュー）の提案

5 中心市街地の都市再編構想検討に向けて

本業務委託では、前項までを行うが、次年度以降については、中心市街地の都市再編構想を検討していくことを予定しているため、例示的に検討項目を目出しすることとする。

- (1) 官民事業等の洗い出し
- (2) 都市再編に係る基本的考え方の整理
- (3) 実現化手法（整備手法と官民連携の進め方）の検討
- (4) 都市再編構想の作成

(検討項目)

第 15 条 本業務における検討項目は以下のとおりである。

2 無電柱化検討

防災安全性の向上、交通安全、交通円滑化（渋滞対策）、眺望や街並みの景観向上に加え、沿道施設等との適切な連携により、エリアの活性化や価値の向上、持続的発展を支えるエリアマネジメントへの展開を見据え、検討する。なお、対象地域は、市の指定する地区とする。

- (1) 現況調査
 - ア 対象路線について、幅員構成、沿道利用、交通量その他現況を整理する。
 - イ 現地踏査を行い、現状の問題点を整理する。
- (2) 空間形成イメージの検討
 - ア 地元懇話会に向け、無電柱化の整備イメージを検討する。
 - イ 整備イメージに沿った整備効果を整理する。
- (3) 地元懇話会の運営支援
 - ア 沿道地権者等による「(仮) 地元懇話会」の立ち上げを支援する。
 - イ 1回の開催を予定し、必要な資料作成を支援する。
- (4) 実現化手法（整備手法と官民連携の進め方）の検討
 - ア 対象路線の無電柱化に適した整備手法を検討する。
 - イ 沿道地権者等と連携した、官民連携手法の進め方を検討する。
- 3 網代小学校活用のための用途地域検討
 - ストック活用に係る用途地域の柔軟な運用の可能性を検討し、タクティカルアーバニズムの手法を用いた、リノベーションや機能更新の最適化につなげる。
 - (1) 民間利用の内容と意向の把握
 - ア 網代小学校を活用する民間事業者にヒアリングを行い、活動の概要、予定、用途地域等の土地利用規制に係る意向を把握する。
 - (2) 用途地域の柔軟運用に係る事例分析
 - ア 上記の意向を踏まえ、用途地域の柔軟運用等に係る事例を収集し、分析する。
 - (3) 比較案の設定と評価
 - ア 事例をもとに、用途地域の柔軟運用等の比較案を設定し、比較評価を行う。
 - (4) 実現化手法（整備手法と官民連携の進め方）の検討
 - ア 比較評価の結果と民間事業者の意向を照らし、整備手法と官民連携の進め方を整理する。
 - イ この際、必要に応じ、民間事業者との意見交換を行う。
- 4 東海岸町の修景
 - 民間開発の動きに合わせ、この波及効果を最大化すべく、関連する動線やネットワークの修景を適切なタイミングで実施するための進め方を検討する。
 - (1) 民間開発の動向と意向の把握
 - ア 東海岸町のホテル計画について事業概要を整理するとともに、市の指定する事業者に対してヒアリングを行い、期待される周囲への波及効果や、事業者のニーズ、課題等を整理する。
 - (2) 動線及びネットワークの検討
 - ア 東海岸町の市の指定する箇所と熱海駅を結ぶ動線、周囲の観光スポットとのネットワークを検討する。

(3) 対象路線の設定と現況調査

ア 上記の検討から主たる路線を選定し、現地踏査により修景等の課題を整理する。

(4) 実現化手法（整備手法と官民連携の進め方）の検討

ア 東海岸町の市が指定するホテル計画の事業スケジュールや整備水準を踏まえつつ、地形的特徴を十分に考慮しながら、整備手法と官民連携の進め方を検討する。

(5) 財源確保（補助メニュー）の提案

事業化に向けて活用が見込まれる補助メニューの精査及び申請に必要な計画策定について、整理する。なお、以下に掲げる補助金については必ず検討を行う。

ア 観光地域づくり整備事業費補助金

イ 都市構造再編集中支援事業

ウ その他事業化に向けて可能と思われる補助等の提案

（打合せ協議、報告書及び成果品）

第 16 条 本業務における検討項目は以下のとおりである。

(1) 令和 6 年度打合せ

初回、中間 1 回、令和 6 年度まとめ時の計 3 回を予定する。

(2) 令和 6 年度とりまとめ

上記、1、2 及び 3 について取りまとめる。

(3) 報告書及び成果品

打合せ協議の議事録の作成を行い、とりまとめ結果を成果品として紙媒体及び電子データを納品する。